

平成27年 第2回手良地域協議会会議録

開催日	平成27年12月21日(月)					
開催時間	開会	午後7時00分	閉会	午後8時10分		
開催場所	手良公民館 第2会議室					
	番号	委員名	出・欠	番号	委員名	出・欠
委員の出欠 出席15名 欠席3名	1	小松敏男	出	10	両角由起子	欠
	2	蟹澤博幸	出	11	城倉直彦	出
	3	柴田昭啓	出	12	蟹澤哲男	出
	4	登内修明	出	13	伊東永彥	欠
	5	有賀修司	出	14	有賀徹	出
	6	春日千明	出	15	向山慶一	出
	7	宮原拓也	出	16	登内哲彦	出
	8	那須野孝之	出	17	神林  焔	出
	9	向山清幸	欠	18	高橋  忠	出
署名委員	登内修明			有賀修司		
条例第10条の規定により出席した者	なし					
市側の出席者	なし					
出席した事務局職員	手良支所長 柴田 妙子 手良支所職員 登内 美和子					
協議事項	(1) 手良地域協議会の組織・運営について ア 手良地域協議会運営要綱の廃止について イ 手良地域協議会規約(案)について (2) その他					
配布資料	1 委員名簿 2 手良地域協議会運営要綱 3 手良地域協議会の組織・運営について 4 手良地域協議会運営要綱を廃止する要綱 5 手良地域協議会規約(案) 6 地域自治区のあり方について 7 伊那市地域自治区条例新旧対照表 8 手良地区活性化促進会議 要綱・委員名簿 9 (仮称)手良地域交流センター建設工事説明資料					

## 【概要】

- 1 開 会 有賀修司副会長により開会
- 2 あいさつ 蟹澤博幸会長によりあいさつ

○伊那市地域自治区条例の改正について  
事務局より説明

- 3 協議事項（会長議長）  
会議録署名人の指定について  
会長より、4番 登内修明委員、5番 有賀修司委員が指名される。

- (1) 手良地域協議会の組織・運営について
  - ア 手良地域協議会運営要綱の廃止について
  - イ 手良地域協議会規約（案）について  
事務局より説明

### 〈質疑・応答〉

委 員：手良地区活性化促進会議を解散して、手良地域協議会になるという考え方でよろしいか。

事務局：解散ではなく、既存の組織に地域協議会を充てることができるという方針により、手良地区活性化促進会議はそのままの組織として活動し、手良地域協議会は手良地区活性化促進会議の組織をもって充てると考えていただきたい。

委 員：活性化はそのまま残るのか。手良地区活性化促進会議というのは地域協議会の下にぶら下がっている組織なのか。

事務局：既存の組織に地域協議会を併合することができるという審議会の答申を受け市の方針を定めている中で、各地域で地域づくりについて活発な活動を行っている組織があれば、それを地域協議会とみなすことができる。それぞれの地区の現状に応じて検討し、今現在ある組織を地域協議会としていくことが可能となった。

委 員：規約（案）の第2条の「地域協議会の組織は、手良地区活性化促進会議の委員をもって充てる。」というのは組織を言っているのに促進会議の「委員」となるのか。

事務局：第2条は地域協議会の組織についての規約であり「手良地区活性化促進会議をもって充てる。」と修正し、下線部分の「の委員」を削除し提案したい。

委 員：現在の手良地域協議会の要綱はいつ廃止になるのか。

事務局：今現在の要綱は平成28年4月1日に廃止となり、4月1日からは新しく規約になる。

委 員：規約（案）の第3条の（委員の数）は、以前の条例は「20人以内」となっていたが、「50人以内とする。」に変更となっているのは活性化促進会議

の人数に合わせるために 50 人にするのか。

事務局：今回の条例改正で、第 4 条委員の定数について「各地域協議会が定める数」と改正されている。当初の役員会の中では全体ではなく活性化の人数を絞って 20 人くらいにしたいという協議もあったが、全体をもって充てたいという事で 50 人以内とするという事に役員会の中で変更になり、今回提案させていただいている。

委員：再度確認だが、手良地区活性化促進会議は手を付けずにそのまま残し、手良地域協議会は新しい形で発足するという事は、組織は二つあるという形か。

事務局：地域協議会規約の中で「活性化促進会議をもって充てる」としているので、一つの組織の中で活性化が地域協議会という機能をもつと考えていただきたい。

委員：活性化を充てるというのは、活性化の役員を充てるという事か。

事務局：役員という事ではなく、組織全体を充てる。

委員：名前としては「手良地区活性化促進会議」と「手良地域協議会」というのと、二つの組織の名前なのか。

委員：名前が二つあるので、ある程度統一しないと二つ会議があるように思われる。非常に曖昧。

委員：できれば「手良地区活性化促進会議」という名前を「手良地域協議会」にしてしまえば一番わかりやすいと思う。活性化の名前は残したいのか。

事務局：手良地区活性化促進会議の名前を変更するには、活性化の総会で要綱の改正が認められないと変更はできない。総会は来月に行われる。

委員：規約（案）に「地域協議会は、随時開催するものとする。」とあるが活性化促進会議は今実際には何回会議をしているのか。

事務局：総会は年 1 回開催、役員会は必要に応じ開催という要綱であるが、今年は役員会は 2 回開催、企画委員会は毎月 1 回開催しているので 1 2 回実施している。

地域協議会は今までは年 1 回開催、多くて年 2 回開催されていただけだった。区長会の中でも不要な組織だという意見があり、併合可能であれば今機能している組織で運営出来ればいいのではないかという協議がされてきた。活性化の委員 50 人というのは多いので役員会の委員をもって地域協議会に充て、企画委員会を小委員会とするという当初案もあったが、地域協議会の小委員会を設置する場合は地域協議会の委員のなかで設置しなければならないという市の方針から、今ある活性化の組織に充てて 4 月以降に体制を見直していけばよいのではないかという事で提案をしている。

それから、地域づくり交付金が 4 月以降に地域協議会に交付される見込みだが、各種団体の皆さんに案内をして地域づくりに対して計画してもらい、それを役員会の中で審査、検討をして活用していきたい。

委員：「活性化促進会議」と「手良地域協議会」と二つあるが規則的に整合性や問題がないか、組織内で衝突がないかが心配される。やはり「手良地域協議会」一本の組織名がいいのではないか。

委員：地域協議会は公的組織で活性化は任意組織という事で、「地域協議会」の名前を無くす事が無理なら地域協議会を前面に出してカッコ付けの手良地

区活性化にしたらどうか。呼称で「手良地区活性化促進会議」をつけてみてはどうか。

委員：先程の事務局の説明では、市の条例で「各地区に既存の組織があればそれをもって充てることができる」という事なので、手良地域協議会の場合は活性化促進会議をもって充てるのだから、活性化でやってもそこに手良地域協議会をうたってあるから「手良地区活性化促進会議」で申請しても市には通っていくという事なのか。

事務局：手良地区活性化促進会議の組織を、手良地域協議会とみなして良いということです。

委員：今後、活性化促進会議の組織構成についてこの機会に時代に合わせて見直す方向が必要ではないかと思う。

会長：いろいろな意見が出たが、提案のとおり協議会については「手良地区活性化促進会議」をもって「手良地域協議会」に充てる事でよろしいか。あと、委員構成については今後活性化の組織のなかで協議するとし、地域協議会規約は50人以内ということで組織を編制し、役員会についても今後見直していきたい。他に意見がなければこの「手良地域協議会規約（案）」でよろしいか採決に移りたい。お認めいただける委員の挙手をお願いしたい。

——— 全員挙手 ———

会長：ありがとうございます。全員の方の挙手がありましたので、手良地域協議会の規約については承認されました。（案）を消してもらいこれで進めていきたい。

## （2）その他

（仮称）手良地域交流センター建設工事について事務局より説明

〈質疑・応答〉 なし

4 その他 なし

5 閉会 有賀副会長により閉会